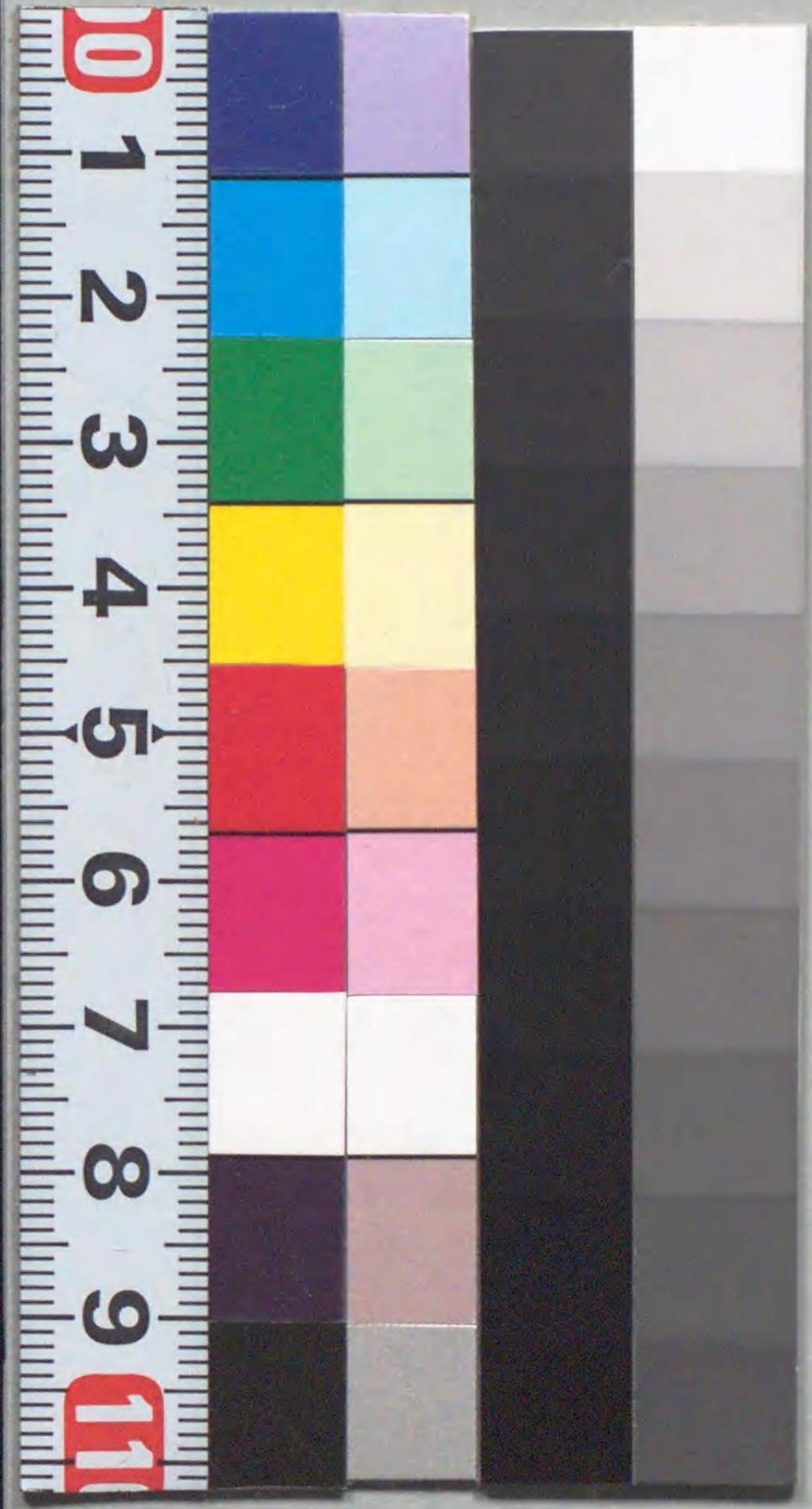





184.9
Kell6n2
W



前田本日本靈異記解説

184.9

Ke116n2



日本郵政省
東京



0146

支部大倉山

前田本日本靈異記解説

日本靈異記詳しく云へば日本國現報善惡靈異記三卷は、平安朝の初には或
延暦年間云ひ或弘仁年間云ふ薬師寺の僧景戒の撰する所にして、雄略帝より嵯峨帝に至

る朝野の因果應報談を輯録したるものである。上卷は合示善惡表縁卅一條、中卷は合示善惡表縁四十二條、下卷は合示善惡表縁卅九條となつてゐる。いづれも素朴なる漢文を以て記されたる説話集にして、後世の所謂説話文學の濫觴をなすものとして、文學史上に著名である。

今尊經閣叢刊昭和辛未歳刊行の一として複製したる日本靈異記は、原本前田侯爵家の祕藏に係るものである。

前田家の原本は、上中の二卷を闕く下卷のみの殘缺本にして、墨付すべて

五十六枚、白紙一枚より成る。料紙は縦約八寸六分、横五寸一分の強韌なる純楮紙を用ゐ、半面七行、一行約二十一二字位に書かれてゐる。複製本にはあらはれてゐないが、行間にはすべて白堺を施す。表紙は本文とは全く異り、奉書様の紙に認めたる消息に白紙を以て裏打をなし、その背面を表にして折り重ねたるものであつて、左端上に「日本國靈異記卷下」とあり、右端下に同筆にて「傳領頼岑」とある。蓋し所持者頼岑と云へる人の附せしものであらう。その時代は明かでないが、裏表紙の内面に康永三年正月自十八日の日附見ゆれば南北朝より室町初期に至る頃のものならんか。卷首の第一葉は第二葉の白紙と共に白堺が施されて全く本文の用紙に連り、後人更に白紙を以て裏打をなしたるものであることは、蟲損が修理され紙質が厚くなつてゐることによつて知られる。左端上に「日本國善惡現報靈異記下」とあつて、本文内題と同筆なるやに思はれる。これは恐らく最初より原本に附せられたる表紙であらう。卷尾には

嘉禎二年^{丙申}三月三日書寫早 右筆禪惠

とあり、末葉右端の下に「金剛佛子源秀之」とあり、同じく左端の下に別筆にて心蓮院とある。蓋し本書は嘉禎二年禪惠といへる人によつて書寫せられ、後源秀といへる人の所有に歸し、更に頼岑とよぶ人の手に渡つたものであらう。なほ卷首には「仁和寺心蓮院の朱印があり、卷尾には前記の如く心蓮院と記してあつても、仁和寺の所藏であつたことが分るが、前記源秀、頼岑等と仁和寺との關係は不詳であり、その傳來の事情も一切不明である。本書が前田家に入りたるは、明徴なけれども、恐らく松雲公^{五代綱紀}の時であらう。

二

日本靈異記には古本が甚だ少い。狩谷掖齋は、高野山金剛三昧院藏本^{中上}、^下三尾張國大須真福寺藏本^{中下}、^二卷下の摹本を得て校訂し、所謂校本日本靈異記三卷を作り、別に攷證三卷を著した。真福寺本は國寶に指定せられて現存し、高野山本は今所在不明であるが、建保二年の書寫に係るもので、その轉寫

本が上賀茂社の三手文庫その他に藏せられる。

前田家本は前記二書とほぼ同様の古き時代に書寫されたものであり、掖齋の博學精査を以てしても知られなかつたものである。近代に至り故木村正辭氏によつてはじめて世に紹介せられ、觀齊の後靈異記そのもの成りし年代の考證に聯關して、しばしば引用論議さるるに至つた。しかし前田家本は未だ普く世に知られず、なほ研究考證を要する幾多の問題を殘してゐる。これ即ち本書を複製したる所以である。

三

前田家本に於て第一に注意すべきはその目録についてである。掖齋の校本に合示善惡表縁卅九條とあるは、三手文庫本と同じく卅八條となつてゐる。又掖齋本依坊修行人得猴身縁第二十四は前田家本の目録にない。従つて二十四以下掖齋本よりも一つづつ順位を繰り上ぐる結果となつてゐる。而して此順序は本文と全く同一である所から考へると、他本の目録

をそのまま轉寫したるものではなく、前田家本そのものによつて立てられたものであると推定される。又目録に示された各説話の題目と本文中に示されたそれとの間には、相互に文字の異同がある。これ等の事實は靈異記の目録の成立に關して、考證に値するものと云はねばならぬ。

次に注意すべきは内容であるが、前記掖齋本第二十四は、前田家本に於ては「智行並具禪師重得人身生國之皇子縁第卅八」掖齋本の次にあり、しかも第卅九となつてゐる。目録には、これをあげず、又掖齋本「災與善」前田本「善」前田本「表相先現而後其災善」前田本「答」前田本「被縁第卅八」前田本「中」に載せたる二つの説話の中、前の「夫善與惡之表相云々」は前田家本に無い。又前田家本第三十九の中に「昔有一僧云々」の説話が混入して來てゐるが、これは掖齋本上卷「聖德皇太子示表縁第四」の中に含まれてゐる第二の説話である。かく一つの題目の中に異種類の説話が二つ以上存すること、及びそれ等の説話の挿入された場所が本によつて異るといふ事實は、景戒の原本に各説話の題目が確定されてゐる

なかつたらうといふ想像に多少の根據を與へるかも知れない。
 次に前田家本に於て注意すべきは、本文に朱點の加へられてゐることである。前田家本に於ける朱點は、序文の中途よりはじまり、目錄を除いて第一第二第三につづき、第四の最初一行のみで、以下全くない。按ふにこれは釋讀の便宜上後人の附したるものであらう。
 次に注意すべきは、本文中の傍に送假名や假名の訓み方等が附してあることである。但し目錄第七第廿一第廿三第廿五(掖齋本廿六以下これに準ず)第廿九第卅二第卅五第卅六第卅七第卅八第卅九等には送假名の訓ないこれ等の假名の訓には、所謂訓釋字多く一音一字の漢と全く一致しないものがある。恐らく朱點と共に原本に無くして後に便宜附せられたものと思はれる。
 次に前田家本に於ては、訓釋の出し方に二様の種類のあることが特に注意せらるべきである。即ち掖齋本、依坊修行人得猴身緣第二十四とある説話前田家本はを堺として、第二十三以前と、第二十五前田家本以後との二者

に分れて、訓釋の様式が異なるのである。前半には掖齋本の如く獨立した訓釋が本文の後に立ててないが、傍註又は割註として漢字の訓釋が施してある。後半にはかかる傍註若しくは割註の無い代りに、掖齋本の如く訓釋が説話の後に獨立してゐる。尤も前半第三第五第六第十二第十四第十五第十六第十七第二十第二十一等には全然訓釋なく、後半第二十七第三十一第三十八第三十九以上前田家本の順序等には、掖齋本に存する訓釋が前田家本に存しない。しかし大體に於て二十四を堺として前後の兩部に區別することが出来る。

次に掖齋本には説話の終に「讀曰」「其斯謂歟矣」「奇異之事矣」等の類型的な文辭があるが、前田家本に於ては前記第二十四を堺とする前半にはこれが全く無く、後半にはこれがあるのである。即ち前田家本の後半はほぼ掖齋本の體裁に等しく、前半は全く異なる本と云はねばならぬ。この第二十四といふ所は、分量上半分の箇所であり、高野山本にも掖齋の攷三手文庫本にも

後半の部分は悉く缺脱してゐるのであるから、この半分の個所を堺として、前後各異系統の二つの部分が合して前田家本をなしたと見るべきではなからうか。さすれば前田家本は日本靈異記原典の組織に關して、一つの新事實を提示するものと云はねばならぬ。

四

前項に於ては掖齋本と前田家本の形式上の差異について述べたが、内容上にも異同が少くない。概して前田家本の文章は掖齋本のそれに比して簡約であることが多い。例へば掖齋本「被觀音木像之助脱王難縁第七」の終に

流然後不久召上令官而多磨郡少領所任也逢難所張曳其眼獨殘也山繼脱致全命之者觀音助救也故於已作善功德發信至心即大歡喜被助脱災故

とあるが、前田家本には黒點の部分が全くないのである。かくの如く説

話の末部に於て特に甚しい相違のあるのは前田家本の特徴である。

次に前田家本には脱文がある。例へば掖齋本「假官勢非理爲政得惡報縁

第卅五

前田家本卅四

天皇信悲以延曆十五年三月朔七日始召經師四人爲古磨奉寫法花經一

部宛

とあるが、前田家本では黒點の部分を脱してゐる。これは已に専門研究家の指摘したるが如く、前田家本の脱文であることは宛の字のあることによつて明かである。又前田家本の卷末なる「伊預國神野郡部内有山云々」の説話は「聖武太上天皇之御世又同宮九」までで中斷して終つてゐる。このままでは意味をなさない。掖齋本にあるが如き約十九行の文章が脱落したのである。前者の如きは書寫の際の誤に因るものと思はれるが、後者の如きは、前田家本の原本に全然不明であつたか、又は已に缺脱して分らなくなつてゐたか、そのいづれかであらう。これ等から推して見て、卷首なる序の

部分にも相當の誤脱があらうと想像される。

次に前田家本後半の訓釋を掖齋本のそれに比するに異同が甚だ多い。

例へば掖齋本「燭體目穴筭掲脱以祈之示靈表縁第廿七」前田家本廿六の訓釋の文字

を前田家本に比すれば

掖齋本(掖齋本) 搦(搦)取(取)也(也) 次(次)宿(宿)也(也) 蘆(蘆)遠(遠) 璫(璫)左(左) 餉(餉)意(意)比(比) 動(動)須(須)名(名)皮(皮) 霄(霄)晦(晦)都(都)支(支)己(己) 操(操)取(取) 悽(悽)留(留)

前田家本(前田家本) 筭(筭)タ(タ) 掲(掲)奴(奴)支(支) 脱(脱)ハナチテ(ハナチテ) 次(次)宿(宿)也(也) 隙(隙)クサル(クサル) 惣(惣)シカシ(シカシ) 餉(餉)伊(伊)比(比) 動(動)母(母)須(須)

禮(禮)宵(宵)夜(夜)也(也) 操(操)取(取)也(也) 控(控)引(引)也(也) 讓(讓)ユツル(ユツル) 悽(悽)然(然)恐(恐)也(也) 搦(搦)取(取)也(也)

右の如くである。兩者に摘採するものは、搦・次・璫・餉・動・霄・操の七語で、共通

せざるものは、筭・蘆・晦・掲・脱・惣・控・讓・悽・悽然の十語である。此によつて訓釋の

語彙は一定せるものにあらざる事が明かである。又右兩本の語彙の順序

を本文のそれに比較すれば右肩の数字が本掖齋本には三箇所の錯亂があり、前田家本には二箇所の錯亂がある。これによつて靈異記訓釋は、諸本と

もにその順序の正確ならざることが分るであらう。しかしてこれ等の事

實は訓釋そのものが景戒の原作にあらず、前田家本前半に見るが如き本文

中の傍註又は割註として存せしを、後便宜摘出集成したものであるといふ

推定の一證となすことが出来るかも知れない。

次に前田家本の本文中には、掖齋本の誤脱を訂正し得るものが甚だ少く

ない。今假りに前記第廿七の訓釋について考へて見るに、掖齋本には「動」に

須名波三、无とあり、掖齋は「訓釋不可讀恐有誤」と云つてゐるが、これは前田家

本に夜々母須禮波とあるのが正しいのである。又掖齋本には「悽然留也」と

あり、本文中には「慘然」とある所から掖齋は「疑誤字」と云つてゐるが、これは前

田家本に「悽然恐也」とあるのが正しいのである。

次に前田家本の本文中には、掖齋本のそれによつて訂正されなければな

らない所も少くない。例へば第十三に「鉢盤饌食云々」とあるべきを、鉢・飯・盛

饌食云々となすが如き、又第十五「諾樂京活目陵」とあるべきを、「諾樂京・活目

陵」とあるが如き、又三十二掖齋本の訓釋に「炯然伊知之」とあるべきを、臻伊知之

とあるが如き、又三十三掖齋本の訓釋に「炯然伊知之」とあるべきを、臻伊知之

之とあがる如きは明かに前田家本の誤である。かくの如く前田家本にも誤脱と思はれる部分が少くないが、全體的に見れば概して本文正しく、掖齋本を補正すること尠少なからざるものがある。殊に掖齋本に示されたる訓釋中には誤謬甚だ多く、到底そのままに従ふべからざるものであるが、前田家本にはこの部分に於て特に誤脱を有しながら、しかもなほ従ふべきものも甚だ少くないのである。

五

前田家本に關して最後に言ふべきは、卷首序文のはじめに所謂逸文として諸本に無き部分の存することである。

元來靈異記下卷の序の首部に闕脱の存する事は、掖齋が攷證に於て原本後人記云卷首闕失十行許此序高野本逸脱無由校補今空一行以見其缺と指摘した通りであるが、前田家本にはこの部分に次の一文が存するの

である。

諾樂右京藥師寺沙門景戒錄

夫善惡因果者著於內經吉凶得失載諸外典今探是賢劫尺迦一代教文有

三時一正法五百年二像法千年三末法萬年自佛涅槃以來迄于延曆六年

歲次丁卯而逕一千七百廿二年過正像二而入末法然日本從佛法僧^{始也}以

還迄于延曆六年而逕二百卅六歲也夫花咲無聲鷄鳴無淚觀代修善之者

若石峯花作惡之者似土山毛匪磻因果作罪以比無目之人履^{不也}叵失之兮虎

見尾嗜名利致生疑善根惡報過來如鏡託鬼之人抱毒蛇莫朽之向

以上の百八十九字^{前田家本には難解不明な部分もあるが、とにかく掖齋}

本の缺を補ふものとして、前記木村氏が初めて世に紹介されたものであ

る。掖齋本にはこの部分がなく、別項の訓釋中に、諸祀頃甘嗜疑鳥等の語彙を


あげてをり、攷證に、諸字無所羅係蓋皆在卷首缺文中也と云つてゐる。近頃


その部分を後人の補筆とする説があつて、種々の考證が加へられてゐる。


今是等の諸説の當否を吟味する暇はないが、いささかこれに關して一言を費したい。前田家本は前項に於て述べたる如く、掖齋本に比して文章も簡約であり、又所々脱文さへも少くない。まして原本の損傷甚しかりしと思はれる右百八十九字の中に、全然誤脱なしとは想像されないのである。のみならず掖齋本の訓釋には、掖齋が攷證の第三十三前田家本に於て「訓釋不可讀恐有誤」と云ひ、又訓釋本條無所羅係或他條訓釋錯亂在此也」と云つたやうに、至る所順序の錯簡や誤脱混入があつて、前田家本の本文と一致しないのであるから、單に兩者の比較によつて直ちにこの部分が偽作であると斷定することは困難ではなからうか。まして掖齋によつてあげられた六字中「疑」「鳥」の三字は存し、「嗜」は「嗜」の誤字であると思はれるから、結局見えないのは「祀頃」と「甘」との二語にすぎない。この二語を含む文章が百八十九字中に脱落してゐるのかも知れず、或は訓釋中に誤脱があり、他條の訓釋が混入してゐるかも知れない。又景戒の傳記に基く考證もあるが、これも

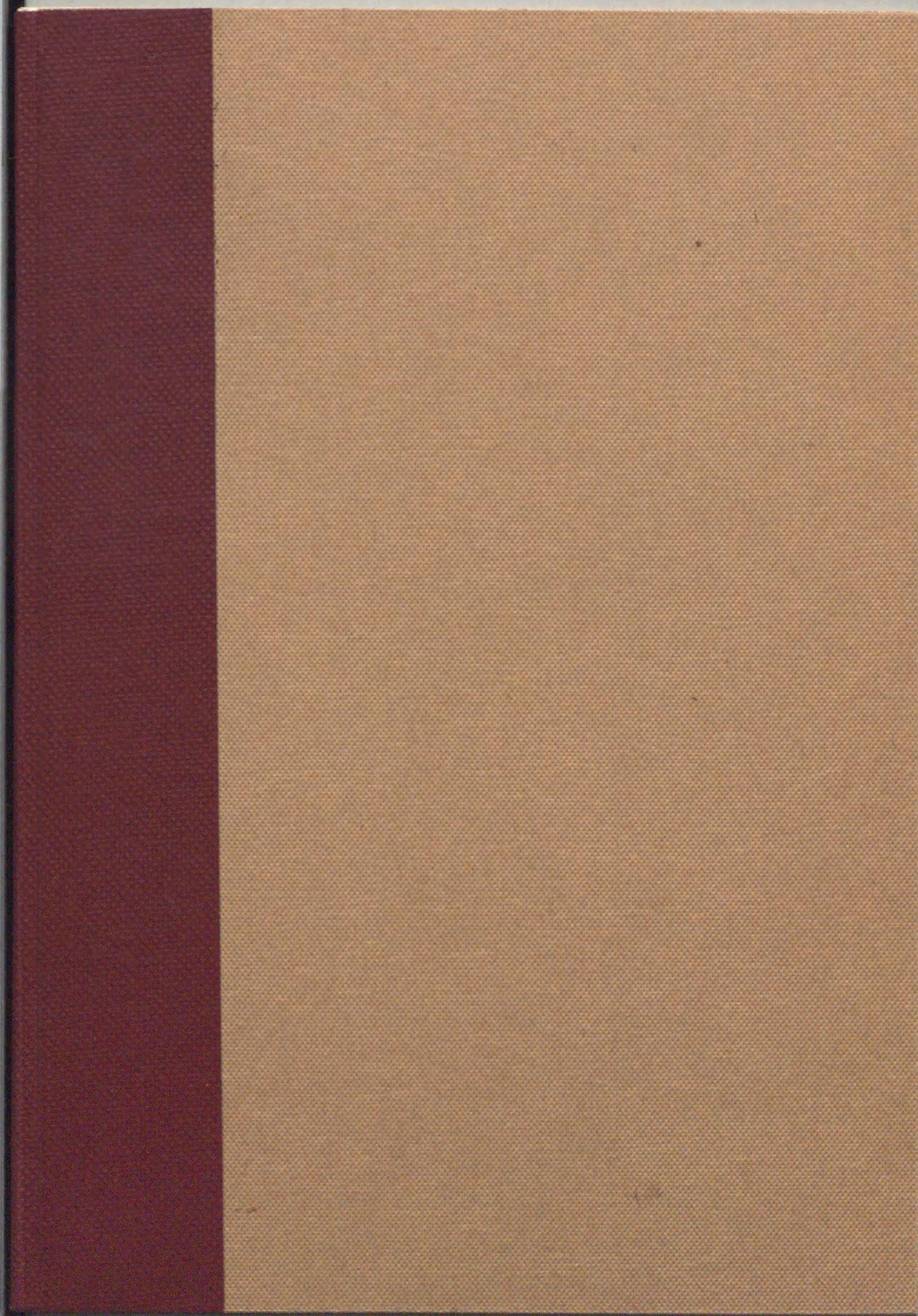
解釋によつて如何様にも云へることであらう。要するに偽作説の當否は、將來猶一層の考證を要するではないかと思はれる。

右の如く前田家本卷首の一文は、専門研究者間に種々論議されたが、しかし假りにこの部分が偽作であることが確實であるとしても、これがために前田家本の價值は寸毫も否定せらるべきではない。なぜならば鎌倉初期に於て、かくの如き補筆の試みられてゐたことは、當時已にこの序文が闕如せるに満足せずして補筆を必要とするに至れる事を示し、しかもその事情は靈異記原典の發展に關してはきはめて重要な問題であるからである。のみならず前田家本そのものは、書寫年代も古く、掖齋もまた未見の書であり、諸本と相違する箇所も甚だ多く、傳本乏しき靈異記研究上貴重なる新資料たるはほとんど疑ふ餘地のない所である。今複製する所の本にして、幸ひに原本の眞面目を傳へ、學者研究の參考ともならば、本財團の欣幸これに過ぎぬのである。









日本國靈異記卷下

184. 9-Ke116n2



1200500386440

集約済

2冊

昭和六年十一月十五日印刷
昭和六年十一月二十日發行

不許複製

尊經閣叢刊辛未歲配本（非賣品）

東京府荏原郡目黒町大字上目黒字駒場八六一
前田侯爵邸内
發行所 育 德 財 團
東京府豊多摩郡大久保町大字東大久保三七一
右代表者 理事 石 黒 文 吉
東京市京橋區銀座四三丁目三番池
印刷所 會社式 審 美 書 院

